

平成 20 年 4 月から現行の老人保健制度が「後期高齢者医療制度」に変わります 徳島県後期高齢者医療広域連合の保険料率が決定しました

平成 19 年 11 月徳島県後期高齢者医療広域連合議会臨時会において可決された「徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」が制定され、徳島県後期高齢者医療における保険料率や賦課限度額、葬祭費等が定められました。

保険料について **被保険者均等割額 40,774 円** **所得割率 7.43%**

保険料 = 被保険者均等割額 () + 所得割額

被保険者本人の基礎控除後の総所得金額等 (基礎控除後の総所得金額) × 所得割率 ()

被保険者均等割額及び所得割率 (保険料率) は、2 年ごとに設定されます。

【Q】わたしの保険料はいくらになりますか？

【A】1 人ひとりの保険料は、被保険者全員に等しく負担していただく「被保険者均等割額」と、その方の所得に応じて負担していただく「所得割額」の合計額となります。

被保険者均等割額は、被保険者全員共通に定額で課されます。

ただし、所得の低い方などについては、被保険者均等割額が軽減されます。

所得割額は、被保険者ご本人の所得 (基礎控除後の総所得金額) に、所得割率 (徳島県は 7.43%) を掛けた額となります。

年金収入のみの被保険者の場合、収入額が 153 万円以下の場合には、所得割額が課せられません。

【A】1 人ひとりの保険料額には、賦課限度額 (上限額) が設けられ、年額 50 万円に設定されています。

賦課限度額は、所得の高い方には応分の負担をお願いし、中間的な所得層の方の負担ができるだけ抑えられるようにするという考え方のもと設定されています。

【Q】保険料の軽減措置はどのようなものですか？

【A】所得の低い方や、これまで保険料負担がなくこの制度の発足により新たに負担が発生する被用者保険の被扶養者の方については、保険料額が軽減されます。

低所得世帯に属する被保険者については、被保険者均等割額が軽減されます。

軽減される割合は、世帯の所得に応じて、7 割、5 割、2 割の 3 種類となります。

後期高齢者医療制度に加入する直前に、被用者保険の被扶養者であった方については、新たに本人に保険料負担が課せられることから、激変緩和を図るため、制度加入時から 2 年間、所得割は課さず、被保険者均等割のみを課すこととし、その額を 5 割軽減します。なお、これとは別に平成 20 年 4 月から 9 月までの間は保険料の徴収はされず、10 月から翌年 3 月までの保険料は 9 割軽減されることとなります。

被保険者証について

新しい被保険者証は 1 人に 1 枚交付され、平成 20 年 3 月中に被保険者の住所にお届けします。

給付について

後期高齢者医療制度では、現行の老人保健制度と同様の給付を受けられます。病気やけがで医療機関等にかかるときは、医療費の 1 割 (現役並み所得者は 3 割) を自己負担します。

給付に関する申請や届出の受付は、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口で行います。

平成 20 年 4 月から「高額医療・高額介護合算制度」が始まります。1 年間 (毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで) に支払った「後期高齢者医療」及び「介護保険」の自己負担額の世帯合算額があらたに設けられる限度額を超えた場合には、申請により高額介護合算療養費として支給されます。

被保険者の方が亡くなられたときは、葬祭を行う方に対して葬祭費 2 万円が支給されます。

【お問合せ先】 役場住民福祉課 もしくは 徳島県後期高齢者医療広域連合
☎ 77 - 3614 ☎ 088 - 677 - 3666